

であいの森・ふれあいの里の開館について

令和2年8月1日現在

施設管理者の対応について

- 1 職員の健康管理を徹底します。
- 2 マスクの着用、手洗い等を実施します。
- 3 利用者が触れる部分、備品等の定期的な消毒を行います。
- 4 定期的な換気を実施します。
- 5 施設利用者への注意喚起を行います。

施設利用時の条件

- 1 利用人数の制限
貸館は、定員の50%以内で利用をお願いします。
- 2 利用者登録証の提示、マスクの着用及び手洗い等の実施
入館の際は、利用者登録証を提示し、マスクを着用のうえ、職員の指示の下、入口にて手指消毒をお願いします。
館内では、必ずマスクを着用し、手洗いや手指の消毒の徹底をお願いします。
- 3 健康チェック及び入館制限
施設入館時には、入口において職員等による健康チェック（熱があるかどうか、具合が悪くないかどうか）を受けていただきます。また、大型バス利用者は、乗車時にも健康チェックを受けてから乗車をお願いします。万が一、熱がある人や具合が悪い人は、入館やバス乗車を控えるようお願いします。
37.5度以上の発熱があった場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合も、来館を控えるようお願いします。
- 4 室内換気の実施
定期的に換気を行う（30分に1回程度）、またはドアや窓を開けての利用をお願いします。
- 5 対人距離の確保
館内では、人との距離は最低1m（できれば2m）離れるようお願いします。
- 6 飲食可能な場所について
館内での飲食は、次の場所で行います。
であいの森：レストラン
ふれあいの里：1階交流広場
- 7 速やかな入退館の実施
利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館するようお願いします。
ロビー等の共有スペースの長時間の滞在は行わないようお願いします。
- 8 利用者名簿の作成
参加者の利用者名簿を作成し、しばらくの間、団体で保管をお願いします。
- 9 施設利用後の連絡
施設利用後、新型コロナウイルスへの感染が判明または疑いがある場合は、速やかに施設へ連絡をお願いします。
- 10 その他
新型コロナウイルス感染防止のための施設管理者の指示に従ってくださるようお願いします。